

1. 医療費の負担を減らしたい

(1) 高額療養費制度

日本では、全ての方が健康保険や国民健康保険、共済組合など、公的医療保険に加入しており、治療費の1~3割の自己負担で治療を受けることができますが、がんの治療では自己負担の額だけでもかなり高い金額になることがあります。

高額療養費制度を利用すると、自己負担の額を一定の金額に抑えることができます。多くの方が利用できますので、是非ご活用ください。高額療養費制度は、患者さんが支払ったお金を後から払い戻す仕組みですので、治療の際に患者さん自らが高額のお金をいったん用意しなければならない場合もあり得ます。

ただし高額療養費限度額適用認定証を併せて活用すると、払い戻しではなく予め支払いの額を抑えることができます。P53~63でこうした併せて活用すると良い制度を紹介していますので、こちらも積極的に利用しましょう。

なお高額療養費制度での自己負担の限度額は、次ページの表のように年齢や収入によって異なります。

🔗 問合せ先 加入している各医療保険の窓口 📖 P76

📖 コチラもCheck!

- 📖 P90 「治療にかかる費用について」
- 📖 P94 「公的助成・支援の仕組みを活用する」



□70歳未満の方の場合

- ①1日~月末の月毎の計算となります。(食費や医療保険のきかない診断書は含まれません)
- ②同じ医療機関ごとに計算します。外来での医療費と入院費は別々に計算します。医科と歯科は別々に計算します。
- ③同じ人が同じ月に、21,000円以上の自己負担額が2件以上あるときは、合わせて計算し、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。例は下部の図をご覧ください。
- ④外来での費用は、病院の外の薬局での費用も含まれます。
- ⑤払い戻しがある方には各医療保険より後日、通知があります。

高額療養費/自己負担限度額(1ヵ月)			(2013年2月現在)
区分	一部負担金の額 (自己負担限度額)	1年間に4回以上あるとき 4回目から	食事の標準負担額 (1食)
上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円)×1%	83,400円	260円
一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	260円
低所得者 非課税世帯	35,400円	24,600円	210円 (90日まで) 160円 (過去12カ月で91日以上)

例 47歳男性 (限度額区分:一般) 医療費10割 自己負担3割

入院して手術	A病院	1,000,000円 (自己負担:300,000円)
化学療法で 外来通院	A病院	50,000円 (自己負担:15,000円)
	B薬局	30,000円 (自己負担:9,000円)
放射線治療で 通院	C病院	50,000円 (自己負担:15,000円) ※21,000円を超えないため合算不可

【自己負担限度額】80,100円+(1,000,000円+50,000円+30,000円)×1%=90,900円
 【払い戻される額】(300,000円+15,000円+9,000円)-90,900円=233,100円

※注意:世帯での合算は各医療保険窓口へご確認ください。

1. 医療費の負担を減らしたい

□70歳以上の方の場合(後期高齢者医療の方も含む)

- ①1日～月末の月毎の計算となります。(食費や医療保険のきかない診断書は含まれません)
- ②以下の表のように外来のみの場合と入院+外来の場合で自己負担限度額が異なります。全て合算し、自己負担限度額を超えた金額が払い戻しされます。
- ③外来での費用は、病院の外の薬局での費用も含まれます。
- ④払い戻しがある方には各医療保険より後日、通知があります。

高額療養費/自己負担限度額(1ヵ月)				(2013年2月現在)
区分	外来	外来+入院	1年間に4回以上あるとき 4回目から	食事の 標準負担額 (1食)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ <small>(医療費-267,000円)×1%</small>	44,400円	260円
一般	12,000円	44,400円	/	260円
低所得者Ⅱ 非課税世帯	8,000円	24,600円		210円 (90日まで) 160円 <small>(過去12ヵ月で91日以上)</small>
低所得者Ⅰ 非課税世帯	8,000円	15,000円		100円

※世帯での合算は、各医療保険窓口へご確認ください。



1. 医療費の負担を減らしたい

(2) 高額療養費限度額適用認定証(以下、限度額認定証)

限度額認定証を持っていると病院や薬局での支払いが一定の金額(自己負担額)にとどめられる制度です。



覚えておくこと

- ①限度額認定証の申請をした月の初日から有効です。
- ②病院等の窓口へ提示が必要です。忘れた場合は払い戻しとなります。 加入している各医療保険の窓口 ➡ P76

□70歳未満の方、70歳以上の非課税世帯の方

事前に加入する健康保険組合などに交付申請をしてください。病院・薬局などで「限度額認定証」を窓口へ提示してください。

□70歳以上75歳未満で非課税世帯等ではない方

事前の手続きは必要ありません。病院・薬局などで「高齢受給者証」を窓口へ提示してください。

□75歳以上で非課税世帯等ではない方

事前の手続きは必要ありません。病院・薬局などで「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。

※「限度額認定証」を提示しない場合は、従来通りの高額療養費制度の手続きになります。(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

(3) 標準負担額減額認定証

対象は70歳以上の非課税世帯(低所得Ⅰ・Ⅱ)の方のみです。入院時の食事費用の自己負担を減額する制度です。



覚えておくこと

- ①限度額認定証と一緒に手続きします。あわせて1枚の認定証がもらえます。
- ②申請した月の初日から有効です。
- ③申請を忘れたり、病院窓口への提示を忘れると、後日払い戻しがないので注意してください。 加入している各医療保険の窓口 ➡ P76

(4) 高額療養費貸付制度

医療費(保険適用分)の自己負担分が立て替えできないときに、1ヶ月の医療費の自己負担限度額を差し引いた額の8割~10割が無利子で貸付けられる制度です。医療費を支払う前に手続きをしてください。

限度額認定証の手続きを忘れて、複数の医療機関で高額な医療費の支払いがあるときなどにも利用できる制度です。ただし、加入する医療保険によっては利用できない場合もあります。

加入している各医療保険の窓口 ③P76

(5) 高額医療・高額介護合算制度

医療の「高額療養費制度」と介護の「高額介護・高額介護予防サービス費」の両方を利用した上で、合わせた総額が1年間に一定額を超えた場合に払い戻しを受けることができます。

- ①世帯内に同一の医療保険の加入者が対象です。
- ②費用は、毎年8月からの1年間で計算されます。
(8月1日~7月31日)
- ③医療費と介護費の自己負担を合計し基準額を超えた場合に支給されます。
- ④入院時の食事代や差額ベッド代は含みません。
- ⑤国民健康保険加入者と後期高齢者医療対象の方には通知が来ます。
- ⑥その他の保険(健康保険、共済組合等)は通知がないため、申請する必要があります。 加入している各医療保険の窓口 ③P76

メモ

(6) 確定申告による医療費等の控除

1年間に一定以上の医療費など(及び介護費用)の自己負担があった場合に、税金を軽減します。一定の収入のあるすべての人が対象となります。

**覚えておくこと**

- ①該当しそうな領収書やレシートは捨てずに必ず保管しましょう。
- ②高額療養費制度では対象とならない費用も該当します。
- ③会社などの年末調整とは別に、自分で確定申告をする必要があります。 居住地を管轄する税務署 ③P77

■計算方法

- ①1月1日~12月末に支払った医療費から「高額療養費制度などから払い戻された費用・生命保険やがん保険の給付金・保険金」を差し引きます。
- ②そこからさらに、総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない額を差し引きます。なお、医療費控除は最高限度額200万円と定められています。

■対象となる主な費用

- ・医師や歯科医師による診療費
- ・通院交通費(ガソリン代や駐車料金は除く)医師などの送迎費、入院時の部屋代(必要性がある場合)や食事代、医療器具の購入・貸与費など
- ・介護保険サービス利用料の一部
- ・寝たきり高齢者のおむつ代(医師の証明が必要)
- ・治療目的でのマッサージ・指圧師、鍼灸師、柔道整復師などの施術費用
- ・薬代(病気やけがの為に、薬局・薬店で購入した市販薬も含む)など

申告時期 所得税の確定申告期間(毎年2月16日~3月15日)

2. 治療を続けながら働きたい

現状では、がんに特化した休職制度はありません。主治医ともよく相談しながらご自身の治療計画に合わせて、就業計画を立てることが大切です。すぐに退職を決めるのではなく、時には、会社の就業規則や人事関係の担当者へも相談したり、総合労働相談コーナーといった第三者へ相談したりする機会が必要になるかもしれません。またご家族ががんになった場合でも、育児休業、介護休業、子の看護休暇などもあります。職場の担当者へもよくご相談ください。一度退職したあとに、再就職したいと思ったときには、地域のハローワークの窓口で、自分の状況にあった情報を集めることをおすすめします。

(1) 県内の総合労働相談コーナー

県内の労働局、労働基準監督署内の総合労働相談コーナーでは、無料で労働問題の専門家が相談に応じています。相談内容によっては、担当窓口をご案内する場合があります。

■労働基準監督署(総合労働相談コーナー)

受付: 平日9時~17時(正午から13時まで除く) (2013年2月現在)

沖縄労働局 ☎098-868-6060

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

名護労働基準監督署 ☎0980-52-2691

〒905-0011 名護市字宮里452-3 名護地方合同庁舎1階

沖縄労働基準監督署 ☎098-982-1400

〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1 沖縄総合労働庁舎3階

那覇労働基準監督署 ☎098-868-8008

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館2階

宮古労働基準監督署 ☎0980-72-2303

〒906-0013 宮古島市平良字下里1016 平良地方合同庁舎1階

八重山労働基準監督署 ☎0980-82-2344

〒907-0004 石垣市字登野城55-4 石垣地方合同庁舎2階

(2) 働くがん患者の支援団体

一般社団法人CSRプロジェクト ☎03-6456-1700

<http://workingsurvivors.org>

がん治療に伴う経済的な不安や雇用に関する不安など、電話相談にも対応しています。電話相談は事前に申し込みが必要です。

NPO法人キャンサーリボンズ ☎03-3546-6101

<http://www.ribbonz.jp>

『がんと働く』プロジェクトで、がんをもっている自分らしい働き方を続けられることを目指して、リワークノートの発行やさまざまな情報提供をしています。

働くがん患者と家族に向けた包括的支援システムの構築に関する研究

<http://www.cancer-work.jp>

患者/家族・人事労務担当者・産業保健担当者の3者の視点を生かした支援リソースに関する開発や情報発信をしています。また、「がんと仕事のQ&A」「事業所向け対応マニュアル」といった小冊子をダウンロードできます。



コチラもCheck!

➔P44「社会とのつながりを保つ」



う かじ せゆ
 押す風ん今日や
 くくる
 心あていさらみ
 くわ てい
 雲ぬ晴りてい照らす
 ちち ちゆ
 月ぬ清らさ
 からやぶし
 (瓦屋節)